

家畜衛生情報

令和6年2月6日
(通算第644号)問い合わせ先
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

国内家きん8例目

香川県の家きん農場で
高病原性鳥インフルエンザが発生しました

令和6年2月6日、香川県三豊市の家きん農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これで今シーズンの家きん農場での発生は8事例となりました。改めて飼育舎等の再点検を行うとともに、**野鳥・野生動物の侵入防止対策、飼養衛生管理基準の遵守、異常家きんの早期発見・通報**をお願いします。



農場の概要及び経緯

| | |
|------|--|
| 所在地 | 香川県 三豊市 |
| 飼養状況 | 採卵鶏（約7万羽） 疫学関連農場：1農場（香川県三豊市 約4万羽） |
| 経緯 | <ul style="list-style-type: none">2月5日（月曜日）、香川県は、同県三豊市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。2月6日（火曜日）、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。 |

定期報告の提出をお願いします

毎年ご報告いただいている定期報告につきまして、今年も家畜保健衛生所が指定する期日までの提出をお願いします。

定期報告とは

家きんの所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、2月1日時点の飼養状況等※の報告を義務づけられています。

※ 飼養状況等・・・所有者氏名、飼養衛生管理者氏名、住所、家畜の頭羽数等

飼養衛生管理マニュアルに変更があった場合は添付してください。

各農場で作成された飼養衛生管理マニュアルに変更があった場合は添付して、提出してください。（変更がなければ提出不要です。）



【家畜の異状の際は家保に連絡を！（閉庁日は公用携帯に自動転送されます）

| 家畜保健衛生所 | 電話番号 | 家畜保健衛生所 | 電話番号 | 家畜保健衛生所 | 電話番号 |
|---------|--------------|---------|--------------|-----------|--------------|
| 佐久 | 0267-62-4123 | 飯田 | 0265-53-0439 | 長野 | 026-226-0923 |
| 伊那 | 0265-72-2782 | 松本 | 0263-47-3223 | 県庁家畜防疫対策室 | 026-235-7232 |